

水稲初期除草剤の使用時期について

水稲初期除草剤の使用時期が、平成24年8月から変更になっています。

初期除草剤の移植前・播種前の使用は、
「7日前まで」です。

1 除草剤の使用時期に注意しましょう。

水稲初期除草剤の使用時期は、これまで「植代後(時)～移植4日前まで」「代かき後(時)～播種4日前まで」の適用がありました。それが、「植代後(時)～移植**7日前まで**」「代かき後(時)～播種**7日前まで**」に変更となっています。

誤って使用すると、農薬取締法違反となり罰則の対象となりますので、間違えないように使用してください。

2 除草剤使用後の止水管理を徹底しましょう。

「使用した除草剤が圃場外に流出し、周辺環境に悪影響を及ぼす」ことがないような管理が必要です。畦畔の補修といった漏水対策を行い、水尻(落水口)を止めた後に除草剤を使用しましょう。また、**除草剤使用後は7日間以上の止水管理**を徹底しましょう。

